

居宅介護支援サービス・介護予防支援サービス 利用料金一覧表

敦賀市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所「あいあい」
敦賀市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所「ぬくもりの里」

令和6年8月1日現在

居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの利用料は無料です。ただし、当該居宅介護支援及び当該介護予防支援が法定代理受領サービス以外のときは、下記の料金を負担していただく必要があります。

1. 居宅介護支援サービス

(1)基本料金（一月あたり）

居宅介護支援費〔Ⅱ〕(ⅰ) ※特定事業所加算〔Ⅱ〕(4,210円) を含んだ金額です。	要介護1・2	15,070円
	要介護3・4・5	18,320円

(2)加算料金（一月あたり）

初回加算	3,000円	新規で居宅サービス計画を作成した場合や、要介護状態区分が2段階以上変更となった場合に加算されます。
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,500円	利用者の方が入院した際、入院した日のうちに介護支援専門員が医療機関に対して書面等で情報提供を行い、連携を図った場合に加算されます。 ※入院日以前の情報提供を含みます。 ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含みます。
入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,000円	利用者の方が入院した際、入院した日の翌日又は翌々日に介護支援専門員が医療機関に対して書面等で情報提供を行い、連携を図った場合に加算されます。 ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含みます。
退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,500円	利用者の方の退院又は退所にあたって、介護支援専門員が医療機関等の職員から利用者の方に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた場合に加算されます。
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,000円	利用者の方の退院又は退所にあたって、介護支援専門員が医療機関等の職員から利用者の方に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けた場合に加算されます。
退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,000円	利用者の方の退院又は退所にあたって、介護支援専門員が医療機関等の職員から利用者の方に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けた場合に加算されます。
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	7,500円	利用者の方の退院又は退所にあたって、介護支援専門員が医療機関等の職員から利用者の方に係る必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上をカンファレンスにより受けた場合に加算されます。
退院・退所加算(Ⅲ)	9,000円	利用者の方の退院又は退所にあたって、介護支援専門員が医療機関等の職員から利用者の方に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上をカンファレンスにより受けた場合に加算されます。
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円	病院等の求めにより、介護支援専門員が医師等とともに居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合に加算されます。
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日前14日以内に2日以上、利用者又はその家族の同意を得たうえで利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に登録した情報を提供した場合に加算されます。
通院時情報連携加算	500円	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に登録した場合に加算されます。

2. 介護予防支援サービス

(1)基本料金（一月あたり）

介護予防支援費〔Ⅱ〕	4,720円
------------	--------

(2)加算料金（一月あたり）

初回加算	3,000円	新規で介護予防サービス・支援計画を作成した場合に加算されます。
------	--------	---------------------------------

＜お問い合わせは＞

敦賀市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所「あいあい」

敦賀市東洋町4番1号 敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内

電話 22-5008(代) ファックス 22-3785

敦賀市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所「ぬくもりの里」

敦賀市御名70号11番地2 敦賀市社会福祉協議会地域リハビリセンター「ぬくもりの里」内

電話 20-1777(代) ファックス 20-1222